

鳥取県告示第 226 号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、鳥取県医療労働組合連合会から争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 3 月 13 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 事件

- (1) 医師・看護師等の医療労働者の大幅増員その他労働条件の改善に関する件
- (2) 賃上げ、雇用確保、医療産別（看護師等）最低賃金の制度化その他賃金の保全に関する件
- (3) 医療・介護・社会保障の拡充その他安全・安心の医療と行き届いた看護の実現に関する件
- (4) 医療提供体制の存続・拡充に関する件
- (5) 看護体制の保障及び看護職員の育成・支援に関する件
- (6) 憲法改悪、国民投票法案及び改悪教育基本法の具体化の阻止等に関する件

2 日時

平成19年3月15日午前零時以降本事件の解決に至るまでの期間

3 場所

次の表に掲げる施設その他組合員が従事する施設

施 設 名	所 在 地
鳥取生協病院	鳥取市末広温泉町 252
鹿野温泉病院	鳥取市鹿野町今市 242
勝部診療所	鳥取市青谷町紙屋 614-1
大森生協診療所	鳥取市西品治 806
わかさ生協診療所	八頭郡若桜町大字若桜 1200-1
せいきょう倉吉診療所	倉吉市福庭町一丁目 225
生協訪問看護ステーションあおぞら	鳥取市鹿野町今市 63-1
米子医療生活協同組合米子診療所	米子市博労町三丁目 80-1
おおたか診療所	米子市尾高 2740-1
弓ヶ浜診療所	米子市富益町 1128
中部医師会立三朝温泉病院	東伯郡三朝町大字山田 690

4 概要

3の各施設の内外において、あらゆる形態の争議行為及びこれに対する妨害排除のための争議行動を単独又は並行して行う。